

農業用ため池の 届出制度が始まりました



山口県 農林水産部 農村整備課



山口県PR本部長
ちよるる

Q：なぜ届出制度が始まった？

- ☞ 平成30年7月豪雨では、全国で32箇所のため池が決壊するなど、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。
- ☞ このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。
- ☞ 令和元年『7月1日』に施行されました。

ため池災害を防止するために重要な情報です。



Q：届出が必要なため池は？

農業用に利用される全てのため池が対象です。

⚠現在、使っていないため池でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

📌届出された情報は、県のデータベースに登録されます。

📌登録されたため池については、今後国庫補助事業等の実施が可能になります。



現在利用可能なため池は全て届け出ましょう。

Q：届出の期限は？

📌現存する農業用ため池（令和元年7月1日以前に設置）については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

●施行日が令和元年7月1日なので、12月末日までに届出が必要となります。

※施行日以降、農業用ため池を設置・廃止する場合、または届出情報に変更が生じた場合、遅滞なく届け出る必要があります。



期日までに忘れず届出をお願いします。

Q：届出をすべき人は？

📌令和元年7月1日以前に設置された農業用ため池については、所有者または管理者のいずれかが届出をする必要があります。

※今後、新たに設置する農業用ため池については、所有者が届出をする必要があります。

●お示しました、届出に必要な書面及び資料等について確認いただき、必要事項を記入・押印のうえ、提出をお願いします。



所有者不明の場合、管理者が届け出てください。

Q：届出に関し不明な場合は？

📌制度の詳細や、届出書に関する事で、不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

■岩国市

(本庁)産業振興部	農林振興課	☎0827-29-5113
(由 宇総合支所)	農林建設課	☎0827-63-1114
(玖 珂総合支所)	農林建設課	☎0827-82-0582
(美 和総合支所)	農林建設課	☎0827-96-1112
(周 東総合支所)	農林建設課	☎0827-84-1117
(錦 総合支所)	農林建設課	☎0827-72-2116

■山口県岩国農林水産事務所 農村整備部
☎0827-29-1550



皆さまの安全のために、ご協力をお願いします。